市民の裁判参加(上)

※2008 年 11 月 27 日「奈良新聞」掲載 司法の犯罪は防げるか【裁判員制度を検証する】39 新潟陪審友の会 高見 優

■司法権を独占する官僚裁判官

裁判員法が制定され国民が司法参画することが決まった数年前、ある友人から電話が

かってきました。

「高見さんが言っていたことが本当に実現するのね。まさかこうなるとは思っていなかったので、脱帽です…!」

司法制度改革を目指して学習会や講演会を開き、『市民の手に裁判を』(「新潟陪審友の会」編集、一九九八年、尚学社)を出版したりして長年頑張ってきた私たち自身も、自分の目の黒いうちは難しいだろうと考えていたくらいですから、友人が驚くのも無理からぬことです。しかし、いよいよ来年五月から「裁判員制度」が始まるというのに、今なお賛否両論が飛び交っています。そこで私の考えを、少し述べさせていただきたいと思います。

まず第一に、私たちにとって裁判とはいったい何でしょうか? 言うまでもなく近代民主主義社会においては「主権が国民に存(し)」、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理で」す(日本国憲法前文)。したがって、国政=立法・行政・司法の三権すべては、国民の代表者が行なうことになります。

ところがわが国では、立法・行政については選挙などを通じて国民が曲がりなりにも権力を行使してきましたが、司法権だけは官僚裁判官が独占してきました。長年そういう状態が続いたため、国民の多くはそれが当たり前だと思い込んできた・思い込まされてきたのです。

医療・介護の領域で「廃用症候群」という言葉がありますが、これは、たとえば筋肉を 長期間使わないことにより筋肉が弱ってしまうことを表わします。これと同じように、長 年「寝たきり」の状態にある国民の司法権は、筋力が弱っているどころか戦後一度も権限 を行使したことがないので、どのように動かしていいのか分からないのです。 戦後間もなく文部省が作成した教科書『民主主義』(上・下、一九四八・一九四九年) には、次のような記述があります。

「日本人の間には、封建時代からのしきたりで、政治は自分たちの仕事ではないという 考え方がいまだに残っている」「民主主義を実現するためには、各個人が政治に参与する ことが、不可欠」「たいせつな政治を、人任せでなく、自分たちの仕事として行なうとい う気持ちこそ、民主国家の国民の第一の心構えでなければならない」

そうです。裁判は私たち国民の「自分たちの仕事」なのです。日本の常識は諸外国の非常識のようで、「日本の判事は有罪判決を出し続けてタフだなあ…」「日本では陪審員がやる仕事を裁判官が行なっています!」と報道されたことがあります(英国 B B C テレビ)。

私たちは九〇年代以降、市民の政治の実現を呼びかけ既成の政治にチャレンジしています。主に立法府(議会)や行政(首長)についてですが、司法改革も政策の柱の一つに据えました(筆者著「市民新党にいがたの挑戦―私たちの政策と新しい社会への展望」白順社、一九九六年)。国民の政治参加の意識は、戦後から今日までの間で変化したでしょうか? 全国各地で環境や福祉、人権のボランティア活動などは、かなり拡大・前進しているようです。しかし行政頼り(官僚任せ)でまだまだ不十分だという見方もあるでしょう。しかし、今回裁判員制度が導入されれば、今までその所在地すら知らなかった国民の多くが初めて裁判所の門をくぐることになるので、少なくとも形の上では大きな変化です。しかし、裁判は形だけで考えては危険です。裁判は人権保障と正義の確立が不可欠です。

■まずは制度の開始重要 問題点は改革へ

私が言いたいことの第二は、不十分な点があってもまずは裁判員制度を開始し、刑事司法の問題点については国民全体の課題として国民自身が改革していくべきだ、ということです。これまで日弁連や市民団体が、冤罪(えんざい)事件の被害者を支援したり国連人権委員会などに報告したりして日本の刑事司法改革を試みたにもかかわらず、残念ながらも目標とした改善はほとんどなされていません。ですから裁判員制導入に批判的な人は、問題だらけの現行刑事司法の改革無しに国民を司法参加させることは危険だ、と決めつけています。

確かに裁判員制度が開始されても、刑事裁判の誤判・冤罪や人権侵害の恐れは解消されないかもしれません。多くの方が本欄で指摘しているとおり、裁判員制度と現行の刑事手続の運用には重大な問題があり、捜査の在り方、被疑者・被告人の身柄拘束、自白調書や

証拠の取り扱い、検察官上訴など早急に変更すべき点が幾つかあります。私もそれらの大部分に賛成です。しかし、だからと言って、裁判員制度にストップをかけることには反対です。

裁判員の経験等を通じて司法に関心が寄せることになる多数の国民が現行裁判の欠陥を 正しく理解できるように、これまで改革に取り組んできた人々が絶えず注意を喚起しなが ら、刑事司法の真の改革の道をともに切り開いて行くことこそが最も重要だ、と私は考え ています。

◇次回は、国民が裁判に参画することの実質的なメリットについて述べます。